

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	老朽危険空き家台帳
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部 住宅政策課
個人情報ファイルの利用目的	老朽危険空き家に対する相談内容及びその対応状況を管理するため、また、当該空き家の所有者またはその相続人等に対して行った連絡や交渉等を記録するために利用している。
個人情報の記録項目	1：相談者の氏名、2：所有者又はその相続人の氏名、3：相談者の住所、4：所有者又はその相続人の住所、5：相談者の電話番号、6：所有者又はその相続人の電話番号、7：老朽危険空き家の所在地、8 その他、参考情報として聞き取り等で得た関係者の氏名や連絡先等 ※1～8は把握できたものに限る
記録される個人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者 ・空き家所有者又はその相続人 ・当該空き家の関係者
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者本人からの聞き取り ・目的外利用申請による庁内関係課や地方公共団体、その他の者からの情報提供 ・空き家所有者等本人からの聞き取り
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的な提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務課 総務係
	(所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。